

居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

(2026 年 4 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人真愛
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	横浜市栄区公田町4 2 4 番地 2 3
電話番号	電話 0 4 5 - 8 9 8 - 0 2 0 7 FAX 0 4 5 - 8 9 8 - 0 2 0 9
代表者氏名	池田 恵賜
認定年月日	2 0 1 7 年 3 月 2 9 日 番号：0 2 0 0 - 0 5 - 0 1 3 0 3 4
法人が保有する事業所	【保育事業部門】ふぁみりーさぼーと のあ 【介護事業部門】でい・さろん泉/相談支援 泉のほとり/居住支援 ウェル 【地域活動支援センター事業部門】まってる／第2まってる

2 事業所の概要

事業所の名称	ふぁみりーさぼーと泉
事業所の所在地	横浜市栄区飯島町1 5 1 6 - 5
事業所の電話番号	電話 0 4 5 - 8 9 0 - 5 2 7 5 FAX 0 4 5 - 8 9 0 - 5 2 7 6
事業開始年月日	2 0 1 8 年 4 月 1 日
サービス提供地域	横浜市栄区
基本理念	人を尊び 人に仕える
管理者	梅村 裕子
サービス提供曜日・時間	月・火・水・木・金 午前9時～午後6時
事業所番号	1 4 1 3 5 0 0 6 0 2
電子メール	izumi.office@manna.or.jp
ホームページ	http://www.manna.or.jp
第三者評価の実施状況	現在は、実施しておりません

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数(常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士、社会福祉士
サービス提供責任者	2	1	3	介護福祉士
ヘルパー		2 8	4. 4	介護福祉士、実務者研修 介護職員初任者研修など

4 サービスの内容

①身体介護

食事介護	食事の介助を行います
入浴介護	入浴、清拭、散髪などを行います
排泄介護	排泄の介助、オムツ交換を行います

衣服の着脱	衣服の着脱の介助を行います
その他	必要な身体介護を行います

②家事援助

調理	利用者の食事の用意をします
衣類の洗濯	利用者の衣類などの洗濯を行います
買物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
その他	必要な家事援助を行います

③重度訪問介護

食事、入浴、排泄、衣服の着脱	生活全般の身体的な介護を行います
調理、洗濯及び掃除など	生活全般の家事を行います
外出時の支援	外出時における移動中の介護を行います
その他	生活全般にわたる援助、見守りを行います。

④通院等介助

病院等への通院支援	通院のための外出に伴う身体介護及び屋内における移動等の介助や通院先での受診等の手続きを行います
官公署並びに指定相談支援事業所に訪れる際の支援	屋内外における移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談の為に利用する場合に限る）を行います

⑤通院等乗降介助

通院等のため乗車又は降車の介助	通院等のため、ヘルパーの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
-----------------	---

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) その他の料金

ヘルパー食事代	通院等で食事が伴う場合、ヘルパー食事代が 1 0 0 0 円を超えた超過分が利用者負担になります。 (5 0 0 円までは事業所負担、これ以降 5 0 0 円まではヘルパー負担)
ガソリン代	○家事援助の買い物、薬の受け取りなどでガソリン代が発生した場合 1 k m 2 5 円 ○通院等乗降介助などで利用者が公用車に乗って移動した場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・初乗り 2 k m まで 4 0 0 円、以降 1 k m ごとに 2 0 0 円 ・迎車料 4 0 0 円 <p>お支払いいただきます。</p>
--	---

(3) 交通費

上記 2 で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料支払いは 1 か月ごとに計算し、翌月 20 日頃に請求しますので、27 日までにお支払いください。

支払いは、原則として口座から自動引落しで行います（27 日引き落とし、27 日が土日の場合は週明け）。ただし、口座の引落しが困難な場合は、現金または指定金融機関口座への振込で対応します。

ヘルパー食事代は、当日現金でお支払いいただけます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

ア 利用者が当事業者に対し 30 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

ウ 利用者がサービス利用料金の支払いが遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

ア 利用者が施設に入所した場合

イ 利用者が亡くなった場合

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（１年に１回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（１年に１回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者	梅村裕子
-------------	-----	------

9 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（１年に１回以上）

イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（１年に１回以上）

10 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練の定期的な実施

11 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

12 ハラスメント対策

- (1) 職場におけるハラスメント対策
当事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者やその家族等から受けるハラスメント対策
利用者やその家族等が当事業者の従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為を禁止します。

13 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	梅村 裕子
電話番号	045-890-5275
受付時間	午前9時～午後6時

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）
電話番号	045-671-4045
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時

年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者（住所） 横浜市栄区公田町 424 番地 23

（名称） 社会福祉法人真愛 印

（説明者）所属 ふぁみりーさぽーと泉

氏名 印

契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

利用者（住所） _____

（氏名） _____ 印

（代理人または立会人等）

（住所） _____

（氏名） _____